

科目名	行政法Ⅱ	
担当者	池田 哲之 / IKEDA, Tetsushi	
科目情報	法律 / 選択 / 後期 / 講義 / 2単位 / 2年次	
科目概要	授業内容	主権者であるわれわれ国民は、行政上の過誤にたいする異議申し立てをおこない、また過誤により生じた権利・利益の侵害の回復を求める権利を有している。行政救済制度は、そのための制度である。同制度の根幹をなすのが、行政訴訟、行政不服審査、国家賠償の各制度であり、それらは各々「行政事件訴訟法」「行政不服審査法」「国家賠償法」という法律を根拠にしている。当講義では、これら3法の解説を中心にすすめ、行政法Ⅰと合わせ行政法理論の全体構造・内容を明らかにしてゆく。
	到達目標	行政救済制度を支える主要3法に関する基礎知識の習得を目指す。知識の習得度合を測る素材として、国家「一般職」・地方上中級公務員試験レベルの行政法過去問も取り上げ、それら問題を確実に解きうる力を養いたい。
授業計画	(1) 行政救済制度の概要－内容・主要法令 (2) 行政上の不服申立て (3) 行政訴訟の種類 (4) 取消訴訟 (1)－「行政処分」の意味 (5) 取消訴訟 (2)－「原告適格」 (6) 取消訴訟 (3)－「訴えの利益」 (7) 取消訴訟 (3)－審理手続 (8) 無効等確認訴訟・不作為の違法確認訴訟 (9) 義務付け訴訟・差止訴訟 (10) 住民訴訟 (11) 国家賠償法 (1)－国家賠償法の構造 (12) 国家賠償法 (2)－公権力責任 (13) 国家賠償法 (3)－営造物管理責任 (14) 損失補償 (15) まとめ	
自学自習	事前学習	・指示された内容を事前に調べておくこと。 ・六法を必ず持参のこと。
	事後学習	・配布されたレジュメ・資料の確認・復習を徹底しておこなうこと。
使用教材・参考文献	【教】初回講義時に説明する。 【参】必要に応じ紹介する。	
成績評価方法と基準	〈基準〉レジュメ・テキストの理解度及び公務員試験等の行政法問題の解法力を指標に評価する。 〈方法〉評価点数の配分としては、筆記試験に8割、受講態度及び小テスト等に2割を配す。	
備考	シラバスの記載内容は、受講生数や理解度に応じて、授業開始後に変更となる場合があります。	